平成　　年　　月　　日付けで認定申請のあった事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第18条第６項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四（第６条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

１．認定をした年月日

２．認定事業再編事業者名

３．認定事業再編計画の目標

⑴　事業再編に係る事業の目標

⑵　良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

４．認定事業再編計画に係る事業再編の内容

⑴　事業再編に係る事業の内容（良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容を含む。）

⑵　事業再編を行う場所の住所

⑶　関係事業者又は外国関係法人に関する事項

⑷　事業再編を実施するための措置の内容

５．事業再編の開始時期及び終了時期

６．事業再編に伴う労務に関する事項

７．事業再編に係る競争に関する事項

（記載要領）

１．「３．認定事業再編計画の目標」、「４．認定事業再編計画に係る事業再編の内容」及び「７．事業再編に係る競争に関する事項」中、認定事業再編事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

２．「４．⑷　事業再編を実施するための措置の内容」については、様式第一の別表１の内容を記載する。

様式第五（第７条関係）

認定事業再編計画の変更認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで認定を受けた事業再編計画について下記のとおり変更したいので、農業競争力強化支援法第19条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１．変更事項

２．変更事項の内容

（備考）

１．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後とを対比して記載する。

様式第六（第７条関係）

認定事業再編計画の変更認定通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

平成　　年　　月　　日付けで変更認定申請のあった事業再編計画については、農業競争力強化支援法第19条第１項の規定に基づき認定する。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第七（第７条関係）

認定事業再編計画の変更不認定通知書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

平成　　年　　月　　日付けで変更認定申請のあった事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第19条第５項において準用する同法第18条第６項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第八（第７条関係）

変更後の認定事業再編計画の内容の公表

１．変更認定をした年月日

２．変更後の認定事業再編事業者名